

令和2年度 勝央町内部統制評価報告書

勝央町は、「勝央町内部統制基本方針」（平成31年3月1日策定。以下「基本方針」という。）に基づき、次のとおり報告書を作成しました。

1 【内部統制の整備及び運用に関する事項】

長の責任

勝央町長は、勝央町の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、勝央町においては、「基本方針」を策定し、当該方針に基づき町の事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行うこととしています。

(1) 内部統制の基本的枠組み

- ① 内部統制の基本となるリスク（町の組織目的の達成を阻害する要因）の識別・洗い出しを実施する。
- ② 識別された各リスクについて重要度（優先的に対応すべきリスクかどうか。）の評価を実施する。
- ③ リスクについての事前対策、事後措置の決定をした上、リスクチェックシートに記載する。

人事異動等によって事務引継ぎが生じた場合、リスクチェックシートを引継ぎ資料とし、リスク管理の対象と内容を引き継ぐこととしています。

内部モニタリング担当者による、内部統制の運用状況の調査（内部モニタリング）を行い、内部統制会議において、各部署におけるリスクチェックシートの作成状況、内部モニタリングの実施状況、内部統制体制の整備及び運用に関する状況を評価します。

上記評価の結果を本調査報告書に記載し、監査委員の意見を付した上で議会に報告し、あわせて町民に公表することとなっています。

また、上記評価結果及び監査委員の意見は、各部署に周知して内部統制体制の徹底を図ることとなっています。

(2) 内部統制の対象事務

勝央町においては、財務に関する事務に限ることなく、町の事務全般にわたって内部統制の対象としています。

2 【内部統制手続の経過】

(1) e－ラーニングを用いた研修

（受講期間：令和2年9月8日～令和2年11月30日）

内 容：デジタル化やICTが進む中で、組織のリスクを把握し、セキュリティ対策等の見直しを行うことを目的として、情報セキュリティ及び特定個人情報の取扱状況に関する自己点検及び研修を行いました。

対象者：業務においてパソコン等を使用し、個人情報などを取り扱う職員（63名）

(2) 重点モニタリング（令和３年２月２６日）

内部モニタリング担当者（副町長が選任する職員３名及び総務部職員３名）が、各部署の作成したリスクチェックシートのうちの一部の事務について、リスクチェックシートの記載内容及び内部統制の運用状況を調査しました。（各部署４～６種類の事務）

- ① リスクチェックシートの引継ぎ状況
- ② リスクチェックシートの問題点
- ③ リスク識別、評価、並びに事前及び事後の対策の適切性
- ④ 期間中のリスク事案の有無及びその内容
- ⑤ 日常モニタリングの実施状況

内部モニタリングにおいて、リスクチェックシートの記載内容について、疑義・指摘のあったものについて、各部署において、修正・追加等行い見直しを図りました。

３ 【内部統制体制の整備及び運用に関する評価】

(1) 評価対象期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日

(2) 評価基準日

令和３年３月３１日

(3) 評価方法

- ① 内部モニタリングの対象とした、リスクチェックシートに係る事務について、リスクチェックシートの内容及び内部モニタリングの結果に基づき、これらの事務について内部統制体制の整備及び運用が有効かつ適切になされているかどうか。
- ② 今年度実施した内部統制体制が有効かつ適切なものであるかどうか。
上記の各項目について、内部統制会議構成員により評価を実施しました。

４ 【内部統制評価の結果】

モニタリングを行ったリスクチェックシートは、おおむね妥当と判断されますが、改善の余地があるものもあり、作成した各部署において再検討及び修正を求めることとしました。

また、上記の評価手続きにより評価を実施したところ、総務部所管業務である「防災避難判断等事務」のＪアラート伝達試験住民向け放送において、個別受信機から放送が流れなかった事案があったことは重大な不備であり、当該業務における内部統制は有効ではなかったと考えます。なお、事案発生以後は防災行政無線保守業者と連携を取り再発防止策を講じており、適切な事務執行に取り組んでいることを確認しています。

その他の部署においても、確認不足による事務処理の軽微な誤りが把握されたところですが、既に対応策を整備しリスクマネジメントの強化につなげていることから、内部統制は概ね有効に運用されたと考えます。

今後においても、再発防止に向け、より一層の適切な事務執行が図られるよう取り組む必要があります。

5 【不備の是正に関する事項】

上記の重大な不備等については、現在は対策を講じており、是正されたことを確認しています。

今後においても、チェック体制の強化を行い、マニュアルの遵守、情報共有、研修の実施などにより再発防止に取り組むこととします。

令和3年8月27日

勝央町長 水 嶋 淳

